

九州国際大学附属高校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会を九州国際大学附属高校同窓会とする。
第 2 条 本会は本部を九州国際大学附属高校校内に置く。
第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展向上を助成することを目的とする。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会会員を二種に分かつ。
1. 正会員 九州国際大学附属高校卒業生。
1. 特別会員 九州国際大学附属高校職員及び職員であった者。
第 5 条 正会員は入会と同時に終身会費とし 10,000 円を納入する。
第 6 条 会員は住所、氏名、その他一身上に異動を生じた時はその度、本部に届けること。

第 3 章 総会及び幹事会

- 第 7 条 定期総会は 2 年に 1 回開催する。
第 8 条 幹事会の決定により必要な場合は臨時総会を開くことができる。
第 9 条 総会では次の事項を行う。
1. 会務の報告 2. 決算の報告 3. 会則の改正
4. 役員承認 5. その他重要事項の決議 6. 懇談その他
第 10 条 総会の決議は出席会員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の時は議長がこれを決する。
第 11 条 幹事会は、顧問・会長・副会長・監事・参事・幹事・会計監査・事務局・部活 OB 会を以って構成する。
第 12 条 役員会は、顧問・会長・副会長・監事・参事・会計監査・事務局・部活 OB 会を以って構成する。
第 13 条 幹事会は総会の決議に基づいて執行を担当する。但し緊急の場合、総会の議決が得られない時は、総会の議決を経ないで執行することができる。その場合総会の事後承認を必要とする。

第 4 章 役 員

- 第 14 条 本会に次の役員を置く。
1. 顧 問 若干名 2. 会 長 1 名 3. 副会長 若干名
4. 監 事 若干名 5. 参 事 若干名

6. 幹事 各期より若干名 7. 会計監査 4名
8. 部活OB会幹事 若干名 9. 事務局 若干名

- 第15条 顧問は校長、教頭並びに幹事会で推薦された者とする。
第16条 会長は会務を統裁する。
第17条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
第18条 監事は会の運営を監査する。
第19条 参事は会務の運営にあたる。
第20条 幹事は会務の運営にあたる。
第21条 会計監査は本会の会計を監査する。
第22条 事務局は九州国際大学附属高校内に置き、局長、書記、会計を中心に会務の運営・適正な予算執行にあたる。
第23条 役員の選出は幹事会で推薦を行い、総会の承認を得なければならない。
第24条 役員の任期は2年とし重任を妨げない。

第5章 事業

- 第25条 本会は次の事業を行う。
1. 会務、及び名簿の発行。
 2. 支部会、部活OB会、各期同窓会などを行う場合、通信費として20,000円を渡す。
 3. 会員の死亡者に対し、弔慰金3,000円を贈る。
 4. 母校職員の異動・退職に際し、記念品料として勤続1年につき2,000円を贈る。
 5. 部活動で国民体育大会、全国大会に出場の場合は1名につき6,000円、九州大会に出場の場合は1名につき4,000円を祝儀として贈る。
 6. その他本会の目的を達成する事業を行う。

第6章 会計

- 第26条 本会の運営は次の基金によって行う。
1. 会費
 2. 寄付金その他の諸収入
- 第27条 会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 支部

- 第28条 各地区に支部を結成した時は、その構成と人員及び行事を本部に連絡すること。
- 第29条 支部ではそれぞれ支部役員を選出し、本部との連絡を行い支部会員の親和を図ること。

- 附 則 1. 本会は昭和35年7月30日より有効とする。
- 附 則 1. 昭和42年 7月28日一部改正
- 附 則 1. 昭和47年 7月28日一部改正
- 附 則 1. 昭和52年 8月 2日一部改正
- 附 則 1. 平成19年11月23日一部改正
- 附 則 1. 平成23年10月29日一部改正
- 附 則 1. 平成25年10月26日一部改正

7、<<< ご注意ください >>>

最近、北九州市内の高校の同窓会名簿を利用したと思われる、振り込め詐欺の被害が多発しているとの情報が寄せられています。

同じ高校の卒業生宅ばかりに連続して電話がかけられています。ご高齢の家族に対して、息子を名乗る電話がかかります。**電話でお金は全て詐欺**です。ご家族への注意喚起を徹底していただくようお願いいたします。